

令和 8 年 9 月 11 日

岩国市地域公共交通運賃協議会委員 各位

岩国市地域公共交通運賃協議会
事務局長 秋 友 康 伸

一般乗合旅客運送（過疎地域乗合バス）の運賃に関する協議（書面開催）について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、地域公共交通の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の事項につきまして、本来であれば会議を開催して御審議をお願いすべきところではありますが、書面による開催とさせていただきますので、書面による御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては下記のとおりです。

記

1 協議事項

(1) 第一交通(株)における過疎地域乗合バス（阿品線）の運賃設定の訂正について

資料. 1

本議題は、令和 8 年 2 月に開催した岩国市地域公共交通運賃協議会においてご協議いただいた「第一交通(株)における過疎地域乗合バス（阿品線）の運賃の設定について」につきまして、運賃表の一部に誤りがあることが判明したため、訂正後の運賃表へ変更することについてご協議いただくものです。

なお、訂正後の運賃表における各バス停間の運賃額は、令和 8 年 3 月 31 日まで適用していた運賃と同額となります。

この度の運賃表訂正に伴う第一交通(株)における当路線の運賃設定にあたっては、法律上、住民や利害関係者への意見反映措置が必要になっていることから、本年 9 月 2 日から 9 日までの 1 週間、当路線を運行する車内にアンケート調査票を設置し、乗客に対して意見聴取を行ったほか、地元バス・タクシー業者等へ当運賃案についての聞き取り調査を行いました。特に意見はありませんでした。

この結果に基づき、この度、当運賃協議会に別紙のとおり運賃案を諮りご承認をいただくものです。

2 協議方法

書面協議

3 回答方法

別添の「書面議決書」に記入年月日、所属、役職、氏名（押印不要）、協議事項に対する賛否（「賛成」又は「反対」）を記載いただき、ファックス、電子メール等により御返信ください。

4 回答期限

令和8年9月17日（木）まで

以上

（事務局）

岩国市交通政策課交通政策班 山下

〒740-8585 岩国市今津町一丁目 14-51

TEL：0827-29-5106 FAX：0827-24-4209

電子メール：koutsu@city.iwakuni.lg.jp